

議 第 15 号

中東情勢の早期解決と物価高騰から国民の暮らしを
守ることを求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
外 務 大 臣
内 閣 官 房 長 官

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

米国とイスラエルによるイランへの軍事攻撃は国連憲章及び国際法に対する重大な違反行為である。また、この軍事行動が引き金となり、イランによる報復攻撃やホルムズ海峡の事実上の封鎖、さらには停戦の模索と再攻撃が繰り返されるなど、中東地域を巡る緊張は極めて不安定な状態が続いている。

こうした中東情勢悪化に起因する原油・ナフサの供給不足及び価格高騰は、プラスチック製品、塗料、建設資材など、あらゆる基礎物資の調達難及びコスト上昇を招き、県内の製造業、建設業、農業、医療分野など幅広い産業に深刻な影響を及ぼしている。

このように国際的な軍事的緊張の継続が地域経済にまで波及している現状を踏まえると、事態の早期沈静化を図るためには、我が国として主体的かつ積極的にその実現に関与することが不可欠であるにもかかわらず、政府が立場を明確にしていない状態は看過できない。

よって、本県議会は、国会及び政府において、中東情勢の早期解決に向け、国際社会と連携した外交努力を強化するとともに、物価高騰から国民の暮らしを守るため、迅速かつ抜本的な対策を講じるよう強く求める。